

## 様式第3号（第8条関係）

## 大規模行為（変更）届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名  
電話番号

富山県景観条例第25条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更		
		用 途 ( )			
	(2) 工作物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更			
		種 類 ( )			
	(3) 土地の区画形質の変更 (水面の埋立て又は干拓を含む)		目的		
	(4) 屋外における物品の 集積又は貯蔵				
(5) 鉱物の掘採又は 土石の類の採取					
行 为 の 场 所					
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日	年 月 日	
連絡先	所在 地 及 び 電 話 番 号	所在地 電話番号( ) -			
	名 称 及 び 担 当 者 名	名称		担当者名	
※受付欄	市町村	県	※処理欄		

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 富山県景観条例施行規則別表第2に掲げる図書を添付してください。
- 3 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：一戸建て住宅、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、広告板、高架水槽、アスファルトプラント等）を（　）内に記入してください。
- 4 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 5 ※印の欄は、記入しないでください。

## 別紙 1

行為の内容（建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更）

新築 ・増築 ・改築 ・移転	届出部分		既存部分	合計	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	高さ	m	m	m	
	構造				
外部仕上げ	届出部分			既存部分	
	屋根	素材			
	屋根	色彩			
	外壁	素材			
	外壁	色彩			
	樹種等				
外観の変更	届出部分		既存部分	合計	
	緑地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	樹種等				
	広告塔、広告板等の設置の有無	有	・	無	屋外設備機器の設置の有無
	(対象建築物)	変更面積	変更後		変更前
	・外観面積 m <sup>2</sup>	屋根	素材	m <sup>2</sup>	
・建築面積 m <sup>2</sup>	屋根	色彩	m <sup>2</sup>		
・延べ面積 m <sup>2</sup>	外壁	素材	m <sup>2</sup>		
・高さ m	外壁	色彩	m <sup>2</sup>		
・構造					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

## 備考

- 1 高さの「合計」欄は、増築又は改築によって高さが増加する場合に、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 2 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：日本瓦葺き、着色鉄板瓦棒葺き、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 3 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。（例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）  
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。
- 4 「広告塔、広告板等の設置の有無」欄は、建築物の外壁、屋上等における広告塔、広告板等の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 5 「屋外設備機器の設置の有無」欄は、建築物の屋上等における設備機器の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 6 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 7 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

## 別紙 2

行為の内容（工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更）

工作物の種類				
新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転	届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高さ	( ) m	( ) m	( ) m
	構造			
仕上げ	届出部分		既存部分	
	素材			
敷地の緑化	届出部分	既存部分	合計	
	緑地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	樹種等			
	広告塔、広告板等の設置の有無	有・無	屋外設備機器の設置の有無	有・無
	(対象工作物) ・外観面積 _____m <sup>2</sup> ・建築面積 _____m <sup>2</sup> ・高さ _____m ・構造 _____	変更面積 素材 色彩	変更後 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	変更前
景観上配慮した事項 その他参考となる事項				

## 備考

- 1 「高さ」欄には、当該工作物の高さを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、( )内に地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、高さの「合計」欄は、増築又は改築によって高さが増加する場合に、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 2 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例:ステンレスヘアーライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 3 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。(例:濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)  
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色調、色相及びマンセル表色系の記号を記入してください。
- 4 「広告塔、広告板等の設置の有無」欄は、工作物の外面等における広告塔、広告板等の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 5 「屋外設備機器の設置の有無」欄は、工作物の外面等における設備機器の設置の有無について該当するものを○で囲んでください。
- 6 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 7 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

## 別紙 3

行為の内容（土地の区画形質の変更、屋外における物品の集積又は貯蔵、鉱物の掘採又は土石の類の採取）

土地の区画形質の変更 (水面の埋立て又は干拓を含む。)	土地の面積 <u>_____m<sup>2</sup></u>	変更後の 土地の形状	
	法面の規模 高さ <u>_____m</u>	緑化の方法	
	長さ <u>_____m</u>	法面等 の外観	
屋外における物品の集積又は貯蔵	土地の面積 <u>_____m<sup>2</sup></u>	物品の種類	
	集積又は貯蔵 の高さ <u>_____m</u>	集積又は貯蔵 の方法	
	遮へいの方 <u>_____m</u>	遮へいの 方法	
鉱物の掘採 又は土石の 類の採取	土地の面積 <u>_____m<sup>2</sup></u>	遮へいの 方法	
	法面の規模 高さ <u>_____m</u>	跡地の 処理の方法	
	長さ <u>_____m</u>	跡地の 緑化の方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

## 備考

- 1 「土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）」欄
  - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
  - (2) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法等について記入してください。
  - (3) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
- 2 「屋外における物品の集積又は貯蔵」欄
  - (1) 「物品の種類」欄には、集積又は貯蔵する物品の種類について記入してください。
  - (2) 「集積又は貯蔵の方法」欄は、整然とした集積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
  - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 3 「鉱物の掘採又は土石の類の採取」欄
  - (1) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
  - (2) 「跡地の処理の方法」欄には、跡地の法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
  - (3) 「跡地の緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法等について記入してください。
- 4 変更の届出の場合は、変更に係る事項の届出部分の欄に変更後の内容を記入してください。
- 5 各欄に記入しきれない場合は、添付する図書等に記入してください。

## 様式第4号（第8条、第20条関係）

## 着手予定日等変更届出書

年　月　日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在  
地及び名称並びに代表者の氏名  
電話番号

富山県景観条例第25条第3項(第34条第3項において準用する第25条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

富山県景観条例第25条(第34条)の規定による届出の内容		届出日 行為の種類	年 月 日		
			(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更	
			(2) 工作物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更	
			(3) 土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)		
			(4) 屋外における物品の集積又は貯蔵		
			(5) 鉱物の掘採又は土石の類の採取		
		行為の場所			
変更の内容	着手予定日	変更後	年 月 日		
		変更前	年 月 日		
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	変更後			
		変更前			
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	変更後			
		変更前			
変更の理由					
変更年月日		年 月 日			
連絡先	所在地及び電話番号		所在地		電話番号
	名称及び担当者名		名称		担当者名
※受付欄	市町村		県	※処理欄	

## 備考

- 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。
- 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者を希望する場合に記入してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

## 様式第5号（第8条、第20条関係）

## 承継届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名  
電話番号

富山県景観条例第25条第4項(第34条第3項において準用する第25条第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

富山県景観条例第25条(第34条)の規定による届出の内容	届出日	年 月 日		
	届出者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
	行為の種類	(1)建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更	
		(2)工作物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更	
		(3)土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)		
		(4)屋外における物品の集積又は貯蔵		
(5)鉱物の掘採又は土石の類の採取				
(6)木竹の伐採				
行為の場所				
承継の理由				
承継年月日	年 月 日			
連絡先	所在地及び電話番号	所在地	電話番号	
	名称及び担当者名	名称	担当者名	
※受付欄	市町村	県	※処理欄	

## 備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。
- 2 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として届出者以外の者を希望する場合に記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

## 大規模行為等の景観づくり基準チェックシート

それぞれ該当する大規模行為の種類ごとに、「大規模行為等届出書」に必要な添付書類の一つとして、以下のチェックシートを提出してください。(地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。)

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
件名 行為の場所		記入者	
周辺景観の特性			
項目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項 (1) 位置	ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。		
	イ 建築物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。		
	ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。		
(2) 形態及び意匠	ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。		
	イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。		
	ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。		

項目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別事項	(3) 色彩	ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。	
		イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。	
		ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	
	(4) 素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。	
		イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。	
		ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	
	(5) 敷地の緑化	ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等ができる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。	
		イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。	
		ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。	
	(6) その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周間に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。	
		イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。	
		ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。	

2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
件名	記入者		
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項 (1) 位置	ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。		
	イ 工作物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。		
	ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。		
(2) 形態及び意匠	ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。		
	イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。		
	ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。		

項目		基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別事項	(3) 色彩	ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。		
		イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。		
		ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。		
	(4) 素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。		
		イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。		
		ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。		
	(5) 敷地の緑化	ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等ができる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。		
		イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。		
		ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。		
	(6) その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。		
		イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。		
		ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。		

3 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	
	(2) 土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	
	(3) 法面の外観	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	

4 屋外における物品の集積又は貯蔵			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 集積又は貯蔵の方 法	集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	
	(2) 遮へい	植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な展望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取			
件名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 遮へい	植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくなるほか、主要な展望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	
	(2) 跡地の形状	地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。	
	(3) 跡地の緑化	掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。	